

白井川中学校 いじめ防止基本方針

黒松内町立白井川中学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「白井川中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行います。

1 「いじめ」とは（条例第2条を参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

また、「けんか」や「ふざけ合い」と見受けられる場合も軽く考えず、心理的な被害を見逃さない姿勢で対応していく。

2 いじめを未然に防止するために

〈生徒に対して〉

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成にあたる。
- ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」や「けんか」、「ふざけ合い」を見たら他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

〈教員に対して〉

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人權感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

〈学校全体として〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年間2回実施すると共に、面談等を通して聞き取った結果や生徒の様子などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する生徒会として取組みを行う。
- ・いつでも、誰でも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・地域に対して〉

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、参観日等における道德の授業、PTA、生徒指導連絡協議会、学校関係者評価委員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

〈早期発見にむけて・・・「変化に気づく」〉

- ・生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、教師は積極的に声かけを行い、生徒に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決している姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

〈相談できる・・・「誰にでも」〉

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。

- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、職員会議等を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さなうちに」>

- ・教員が気づいたあるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係でなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携しあっていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・指導部生徒指導係に「いじめ防止に係る業務」を明記し、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
また、生徒指導係を中心とした生徒指導委員会にいじめ対策委員会の機能を兼務させる。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応などについて協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は黒松内町教育委員会へ報告する。重大事態発生時の対応については、法に即して、黒松内町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

○いじめ防止プログラムの主な活動

- ・温かい人間関係を育む学級づくり
- ・いじめ把握のためのアンケート(年2回)
- ・事前アンケートを活用した教育相談活動
- ・道徳科授業や学級活動の時間の充実
- ・情報モラル教室
- ・生徒会活動の充実(全校集会、全校レクレーション、朝の挨拶運動等) など